

岐阜県公報

第二千八百四十五号
平成二十九年五月九日

(火曜日)

目次

告示

保安林の指定の解除

(岐阜県農林事務所) 二八七

公示

平成二十九年度狩猟免許試験の実施

(環境管理課) 二八八

平成二十九年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実

施

(同) 二八九

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 二九一

公共測量の実施

(用地課) 二九二

大垣都市計画地区計画の図書の縦覧

(都市政策課) 二九二

高山都市計画道路事業の周知

(都市整備課) 二九二

告示

岐阜県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

岐阜市大洞三丁目四一〇の二、四一一の二、四一二の二、四一三の二、四一四の二、

四一四の三、四一五の二、四二二の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年五月九日

申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室（以下「岐阜地域環境室」という。）又は各県事務所環境課で配布するほか、同部環境企画課（以下「環境企画課」という。）のホームページから入手することができます。

環境企画課のホームページのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/krashi/kankyo/shizenhogo/c11265/syurjo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許試験申請書一通

申請書は、試験の種類ごとに提出が必要です。

(二) 写真一枚（二種類以上の免許を同時に受験する場合も一枚）

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。）

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書（申請前六か月以内に作成されたものに限る。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限る。）

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

3 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないでください。）。

試験の一部免除者	三千九百円（一種類につき）
その他の者	五千二百円（一種類につき）

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、受けよとする免許の種類及び場所の変更並びに手数料の返還はできません。

六 合格発表

合格発表は、試験日当日に試験会場にて行います。（狩猟免状は、後日、住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課にて交付します。）

七 試験結果の提供

受験者本人に限り、合格発表の日の翌々日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口（岐阜県庁二階、電話〇五八 二七二 一一三八）及び各県事務所窓口で提供します。その際、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できる身分証明書を持参してください。提供する試験結果の内容は、知識試験の得点及び技能試験の科目別減点です。

八 その他

この試験についての詳細は、環境企画課（電話〇五八 二七二 八三三二）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

平成二十九年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象者

平成二十六年中に狩猟免許を取得し、又は更新し、平成二十九年九月十四日に免許の有効期間が満了する者。この場合において、有効期間の満了する日が異なる他の狩

二 試験及び講習の期日、場所等
 猟免許を有するときは、当該免許も繰り上げて更新することができます。

次の期日及び場所において、午前八時三十分から受付を開始し、午前九時から試験及び講習を行います。原則として、対象者の住所地ごとに指定された期日に受けてください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、他の期日に受けることができますので、申請書提出の際に申し出てください。

対象者	期日	場所	申請書の受付期間
郡上市に住所を有する者	平成二十九年七月四日(火)	岐阜県郡上総合庁舎 大会議室 郡上市八幡町初音一七二七二	平成二十九年六月六日(火)から同月二十日(火)まで
美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、瑞浪市又は土岐市に住所を有する者	平成二十九年七月七日(金)	岐阜県可茂総合庁舎 大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	平成二十九年六月九日(金)から同月二十三日(金)まで
中津川市又は恵那市に住所を有する者	平成二十九年七月十二日(水)	岐阜県恵那総合庁舎 大会議室 恵那市長島町正家後田一〇六七七一	平成二十九年六月十四日(水)から同月二十八日(水)まで
高山市、飛騨市、下呂市又は白川村に住所を有する者	平成二十九年七月二十日(木)	岐阜県飛騨総合庁舎 大会議室 高山市上岡本町七四六八	平成二十九年六月二十二日(木)から同年七月六日(木)まで
坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町又は東白川村に住所を有する者	平成二十九年八月九日(水)	岐阜県可茂総合庁舎 大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	平成二十九年七月十二日(水)から同月二十六日(水)まで
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	平成二十九年八月十日(木)	岐阜県西濃総合庁舎 大会議室 大垣市江崎町四三三三	平成二十九年七月十三日(木)から七月二十七日(木)まで

揖斐川町、大野町又は池田町に住所を有する者

高山市、飛騨市、下呂市又は白川村に住所を有する者

美濃市又は関市に住所を有する者

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町又は北方町に住所を有する者

平成二十九年八月二十五日(金)

平成二十九年九月五日(火)

平成二十九年九月十四日(木)

平成二十九年九月十四日(木)

岐阜県飛騨総合庁舎
大会議室
高山市上岡本町七四六八

岐阜県中濃総合庁舎
大会議室
美濃市生穂一六二二

岐阜県庁大会議室
岐阜市数田南一一

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町又は北方町に住所を有する者

平成二十九年七月二十八日(金)から同年八月十日(木)まで

平成二十九年八月八日(火)から同月二十二日(火)まで

平成二十九年八月十七日(木)から同月三十一日(木)まで

三 試験及び講習の内容

1 試験

適性試験(視力、聴力及び運動能力)

2 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等

四 申請手続

1 申請書の入手

申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室(以下「岐阜地域環境室」という。)又は各県事務所環境課で配布するほか、同部環境企画課(以下「環境企画課」という。)のホームページから入手することができます。

環境企画課のホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/syuryo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所地を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱

書し、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許更新申請書一通

複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに提出が必要です。

(二) 写真一枚(複数の免許を同時に更新する場合も一枚)

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの(眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。)

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書(申請前六か月以内に作成されたものに限る。)又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し(当該許可を現に受けている場合に限る。)

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

(五) 狩猟免許(更新に係る種類の免許)

手数料
申請書に二千九百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください)。なお、複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、場所の変更及び手数料の返還はできません。

5 その他

この試験及び講習についての詳細は、環境企画課(電話〇五八 二七二 八三三)、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	岐阜1期地区(不働池)	平成二六・三・二四

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	岐阜1期地区(杉戸池)	平成二九・三・一

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十九年四月十七日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

多治見市、瑞浪市及び土岐市

大垣都市計画地区計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 府中離山工業団地地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び垂井町建設課

高山都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

高山都市計画道路事業

三・四・一号 花里本母線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県高山市花里町五丁目及び六丁目地内

使用の部分 なし

平成二十九年五月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社